

菊川市建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領の運用について

菊川市建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領（平成17年訓令第41号）4の運用について、菊川市が発注する事業に係る指名競争入札の指名にあたっては、資格者名簿に登載された者のうちから選定するものとし、指名の順位は次のとおりとする。

1 入札参加者の選定について

入札参加者の選定の要件にある地域的条件については、次の順位により選定するものとする。

- (1) 菊川市内に本社を有する者（市内業者）
- (2) 本社は市外で菊川市内に営業所等を有する者（準市内業者）
- (3) 本社、支店、営業所等が市外の者（市外業者）

2 指名の特例について

地域経済の活性化や担い手の確保の観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び菊川市契約規則第20条第1項により市の規則で定める金額以下により随意契約とした場合は、入札参加資格の有無を問わず市内業者を指名選定できることとする。

菊川市総務部総務課
契約検査係（35-0920）